

第3章 望ましい環境の保全と創出に向けて

1 望ましい環境像と施策体系

(1) 望ましい環境像

本市は、都市近郊のベッドタウンとして発展してきた一方で、狭山丘陵をはじめとした樹林地や農地、住宅地の生け垣などの緑地、また、残堀川、空堀川といった水辺等の貴重で豊かな自然環境を有しています。

これは、市民にとっても、魅力的な要素となっているとともに、私たちはこの貴重な財産を次世代につなげていく責務があります。

一方で、市民が描く、将来の武蔵村山市の環境像は、豊かな自然環境を有しているとともに、安心して快適に暮らせるまちであり、その実現のためには、市民一人一人が環境を考えて行動していく必要があります。

こうしたことから、本市が目指す望ましい環境像を次のように設定します。

一人一人が環境を考え
安心して快適に暮らせるまち
むさしむらやま

この望ましい環境像には、次のメッセージが込められています。

「一人一人が環境を考え」

市民だけでなく、事業者や行政も含めた、全ての主体が責任を持って環境を考える姿勢を表しています。

「安心して快適に暮らせるまち」

自然災害への対応力や、安全な生活環境、環境汚染の未然防止などを通じて、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。また、都市と自然の調和、良好な住環境、みどり豊かな公園や水辺空間など、快適さを実感できる生活環境の形成を目指します。

【参考：10年後の武蔵村山市のイメージ】

10年後の武蔵村山市は、どのようなまちになっているのでしょうか。

『一人一人が環境を考え 安心して快適に暮らせるまち むさしむらやま』の実現に向けて取り組んだ先に、このようなまちの姿になっているのではないかという、あるべき姿を描きました。本計画においては、市・市民・事業者の協働のもと、このような社会実現を目指します。

○自然が大切にされ、人と自然が共生したまちになっています

- 狭小丘陵や住宅地の生け垣、農地、川など、まちのみどりを子どもも大人も本市の宝物として大事にしています。
- 身近なみどりには、多様な生き物が息づき、生物多様性が保たれています。
- 市内の店舗、給食や食卓には、市内の農産物が並び、地産地消が進んでいます。
- 市・市民・事業者が協力し、自然環境の保全と創出に積極的に取り組んでいます。

<対応する基本施策柱> 1 自然と共生するまちの創造

○脱炭素社会への移行が進んでいます

- 市民や事業者は、暮らしや事業活動において省エネルギー行動を実践し、再生可能エネルギーを活用した暮らしが広がっています。
- 電気自動車や公共交通、自転車や徒歩など、環境への負荷の少ない移動手段を率先して活用しています。

<対応する基本施策柱> 2 脱炭素社会への移行

○循環型社会が定着しています

- 市民・事業者が協力し、ごみの削減や資源のリサイクル、リユースが当たり前の行動として定着しています。
- 地域では、ごみの分別や資源化が徹底され、資源が循環する社会が確立されています。

<対応する基本施策柱> 3 循環型社会の構築

○快適で安全な生活環境が守られています

- 環境基準が遵守され、川には清らかな水が流れ、空気がきれいで、市民は健康的な生活を送っています。
- まちは美しく保たれ、ポイ捨てや不法投棄もなく、景観や歴史的な文化資源が大切にされています。
- 市内の文化や歴史的な資源も身近に感じることができます。

<対応する基本施策柱> 4 快適で安全な生活環境の確保

○環境学習と参加・協働が広がっています

- 子どもたちは、学校や地域での環境学習を通じて、自然や環境を大切に思い、環境に配慮した行動が日常となっています。
- 市民や事業者も、地域の環境活動や協働の取組に積極的に参加し、環境を守り育てる文化が根付いています。

<対応する基本施策柱> 5 環境学習と参加・協働の推進

本市の将来イメージ図を以下に示します。



将来イメージ図

(2) 施策体系

本計画では、『一人一人が環境を考え 安心で快適に暮らせるまち むさしむらやま』を実現するための、5つの基本施策柱ごとに取組方針を掲げ、取組を進めていきます。

基本施策柱	環境目標	取組方針
1 自然と共生する まちの創造	まちの誇りである みどり等を次世代 に引き継ぐ	① 狭山丘陵の樹林地の保全 ② 水辺環境の保全と水循環の創出 ③ 生物多様性保全と向上の推進 ④ 街路樹・公園等の整備と維持管理 ⑤ 民有地等の緑化の推進 ⑥ 農地の保全と農業の活性化
2 脱炭素社会への 移行	ライフスタイル・ 事業活動の見直し を行い、エネルギー の有効利用を行 う	① 再生可能エネルギーの導入・利用促進 ② 省エネルギーの取組の促進 ③ まちの脱炭素化・循環型社会形成の推進 ④ 気候変動適応策の推進 ⑤ 行動変容につながる基盤の整備
3 循環型社会の 構築	4 R（リフュー ズ・リデュース・ リユース・リサイ クル）を全員参加 で進める	① ごみ減量化の推進 ② 資源化の推進 ③ 食品ロス削減の推進 ④ プラスチック使用削減の推進 ⑤ 適正処理の推進
4 快適で安全な 生活環境の確保	環境基準の遵守と 維持による快適な 生活環境づくり	① 継続的な監視等の実施 ② 有害物質対策の推進 ③ 生活マナー向上の推進 ④ 不法投棄対策の推進 ⑤ 空き家対策の推進 ⑥ 良好な景観づくりの推進 ⑦ 歴史的文化遺産の保全
5 環境学習と参加 ・協働の推進	環境活動への参加 と次世代を育成す る	① 積極的な情報発信 ② 環境学習の機会の提供 ③ 連携・協働による取組の推進

2 環境像の実現に向けた取組




基本施策柱1 自然と共生するまちの創造

●環境目標

まちの誇りであるみどり等を次世代に引き継ぐ

① 狭山丘陵の樹林地の保全

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナリーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

狭山丘陵の豊かなみどりは、本市において貴重な財産であり、市民の生活に潤いと安らぎをもたらしています。また、狭山丘陵のほぼ全域が都立公園や緑地に決定されており、順次整備や保全が進められている一方で、狭山丘陵周辺の緑地や農地は、宅地開発等により減少する傾向がみられています。




今後も引き続き、狭山丘陵周辺の緑化を推進し、景観の保全を図るとともに、多くの人たちが里山の自然にふれあう機会を創出していくことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
狭山丘陵地の保全	● 「武蔵村山市まちづくり条例」、「狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」、「みどりの基本計画」等に基づき、狭山丘陵地等の緑化の推進による景観の保全を図ります。	都市計画課 環境課
里山等とのふれあいの場の推進	● 環境学習会や自然観察会などの開催・支援を行います。	環境課 文化振興課

② 水辺環境の保全と水循環の創出

SDGsのゴールとの関連

	6. 安全な水とトイレを世界中に
	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

市内の主要な河川である残堀川や空堀川は、市民にとって身近な自然環境であり、良好な景観の形成にも寄与しています。

市民や関係機関と連携しながら、治水上の安全を確保しつつ、緑化や生態系に配慮した多自然川づくりや河川の環境維持活動などが進められています。




河川の環境維持活動を継続するとともに、河川の水質や水量などの改善につながる取組を進めていくことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
多自然川づくりの推進	● 残堀川や空堀川の主要河川について、市民参加による緑化の推進、多自然川づくりと水辺植生の復元を東京都に要請します。	道路下水道課 都市計画課 環境課
河川の水質保全	● 河川の環境改善や水質浄化に関する情報発信を行います。 ● 市民と協力し、残堀川クリーンアップ作戦等の河川清掃活動を実施します。	環境課 道路下水道課
水量確保の対策	● 各流域協議会、調査会、対策会等へ参加し、東京都や周辺市町等と連携を図り、水量確保の対策を行います。	環境課 道路下水道課
雨水浸透・貯留施設の設置の推進	● 公共施設等における雨水浸透、貯留施設の設置を推進し、地下水の涵養に努めます。 ● 歩道での透水性舗装を推進します。	道路下水道課 関係各課
水辺とのふれあいの場の推進	● 残堀川親水緑地広場（3箇所）の維持管理を実施します。 ● 空堀川については、既に整備が行われた残堀川と同様に、河川改修により生じた旧河川敷などを水とみどりに親しむ憩いの広場や水辺とのふれあいの歩行空間等として整備するよう、東京都に要請します。	環境課 都市計画課 道路下水道課

③ 生物多様性保全と向上の推進

SDG s のゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

狭山丘陵などの緑地、市内の河川等は、生物多様性の保全からも重要な役割を持っています。

狭山丘陵については生息・生育している動植物の把握が進められていますが、それ以外の保全すべき動植物の生息・生育に関する情報は少ないです。

また、既存の生態系を脅かすアライグマやハクビシンなどの外来生物もみられます。




多様な生物の生息・生育環境を確保するために、動植物の情報の収集と提供、外来生物の防除などを行い、本市の生物多様性を保全し、更には向上させていくことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
動植物の情報収集・情報提供の実施	● 地域の専門家とも連携を図りながら、地域内の動植物に関する情報収集、情報提供を行います。	環境課 文化振興課
外来生物対策・獣害対策	● 東京都や周辺市町等の協議会等に参加し、情報収集に努め、外来生物対策・獣害対策を行います。 ● 市民へ積極的に外来生物や獣害対策についての情報提供や啓発等を行います。	環境課 産業観光課

④ 街路樹・公園等の整備と維持管理

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	15. 陸の豊かさを守ろう
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

市内の公園や緑地は、身近な憩いの場として、多くの市民に利用されています。

近年、本市でもカシノナガキクイムシによるナラ枯れの発生が確認されています。倒木の危険性が高い被害樹木に優先順位をつけて伐採しているほか、被害の拡大を防ぐため、薬剤の注入等による予防を行っています。





街路樹や公園等を安全で心地よく利用できるよう適切な整備と維持管理を進めるとともに、ボランティア等との協働により地域と連携した維持管理を推進していくことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
街路樹等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ●街路樹等の管理を行います。 ●みどりのネットワークの主軸となる歩道等については、「歩きたくなる空間づくり」を推進します。 	道路下水道課
公園の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画決定している公園の整備やまちづくり条例等による公園の整備（一定規模以上の開発事業に対して公園や緑地の整備を指導）を推進します。 	都市計画課
ボランティアと協働した公園・緑地等の維持管理、ボランティア育成	<ul style="list-style-type: none"> ●公園・緑地等ボランティアと協働し、公園・緑地等の維持管理を推進します。 ●みどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダー（グリーンヘルパー）の育成を推進します。 	環境課

⑤ 民有地等の緑化の推進

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	13. 気候変動に具体的な対策を
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

本市には、住宅の庭、屋敷林、社寺林等の民有地にも多くのみどりがみられます。本市では、「武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例」に基づく保存樹木等の奨励金があり、民有地にある樹木や生け垣の保全を支援しています。

民有地の緑化は、良好な景観を形成してまちに潤いを与えます。また、ブロック塀から生け垣へ転換することで震災時の道路閉塞を防ぎ、災害に強いまちづくりにもつながります。





民有地の緑化を更に普及促進するため、みどりの保全についての市の支援制度などの情報提供により、市民に対し一層の意識啓発が必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
保存樹木・樹木の保全	● 一定基準以上の樹林・樹木・生け垣の指定や「みどりの基金」を活用した維持管理に関する支援を行います。	環境課
社寺林の保全策等検討	● 社寺林の保全策についての検討を行うため、緑化審議会等への調整を行います。	環境課
公共施設及び民有地内の緑化の推進	● 庁舎等の公共施設の緑化を積極的に行います。 ● 民有地の樹木や生け垣の保全についての意識啓発を行います。	環境課 関係各課

⑥ 農地の保全と農業の活性化

SDGsのゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	11. 住み続けられるまちづくりを
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

市内の農地は、新鮮な農産物の供給に加え、教育・学習・体験の場の提供や雨水の浸透による都市型水害の抑制など、多様な役割を担っています。

本市では、特定生産緑地制度の活用などの農地の保全の取組や、学校給食等への武蔵村山産農作物の活用などの農業継続のための取組を進めています。

環境に優しい農業の実践により、農業における環境への負荷を低減させるとともに、多様な役割を担っている農地の保全のため、農業とのふれあいや食育などを通じて農業の重要性を広く普及啓発していくことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産緑地地区の追加指定、特定生産緑地の指定を行います。 ● 「武蔵村山市第三次農業振興計画」及び「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」に基づき、農地の保全及び有効利用に努めます。 	都市計画課 産業観光課
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的に市内の農作物のPRや学校給食等での活用に努めます。 	産業観光課 学校給食課
多様な農の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業後継者や新規就農者の育成を支援します。 	産業観光課
環境に優しい農業支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業者が使用する環境に配慮した資材等の購入経費の補助を行うとともに、東京都エコ農産物認証制度の普及促進を図ります。 	産業観光課
農業とのふれあいの場を通じた食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業まつりの開催や、体験型市民農園の利用促進、学校の農園などの支援を行います。 	産業観光課 教育総務課 教育指導課

●環境指標

【環境課】

環境指標	基準年度	目標
都市全体の緑化総量（緑被率）*1	41.9% (令和3年度)	維持
保存生け垣の延長*1	4,482m (令和6年度)	3,600m
公園・緑地等のボランティア人数	165人 (令和6年度)	維持
グリーンヘルパー（1級）人数	10人 (令和6年度)	10人以上
里山等とのふれあいの場の参加者数	18人 (令和6年度)	40人
残堀川クリーンアップ作戦参加者数	32人 (令和6年度)	50人
親水緑地広場の箇所数*2	7箇所 (令和6年度)	8箇所

*1 「武蔵村山市第三次みどりの基本計画」（令和14年度の目標）

*2 「武蔵村山市第五次長期総合計画 後期基本計画」（令和12年度の目標）

【産業観光課】

環境指標*	基準年度	目標
体験型市民農園の設置箇所数	2箇所 (令和6年度)	3箇所
認定農業者数	44経営体 (令和6年度)	46経営体

* 「武蔵村山市第五次長期総合計画 後期基本計画」（令和12年度の目標）

【学校給食課】

環境指標*	基準年度	目標
学校給食における地元産野菜・果物等の使用品目数	23品目 (令和6年度)	23品目

* 「武蔵村山市第五次長期総合計画 後期基本計画」（令和12年度の目標）




基本施策柱 2 脱炭素社会への移行

●環境目標

ライフスタイル・事業活動の見直しを行い、エネルギーの有効利用を行う

① 再生可能エネルギーの導入・利用促進

SDGs のゴールとの関連

	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	13. 気候変動に具体的な対策を
	17. パートナリシップで目標を達成しよう

●現状と課題

再生可能エネルギーは、二酸化炭素の排出を削減するとともに、災害時のエネルギー源として活用することができるものです。戸建住宅が市内全体の住宅戸数の6割を占める本市においては、太陽光発電設備の導入が重要な地域のエネルギー源になることが期待されています。




太陽光発電を含む再生可能エネルギーの導入を加速するため、国や東京都の補助制度の活用、地域の事業者との連携、公共施設への率先導入等によるPRを強化するとともに、導入が難しい建物には再生可能エネルギー由来の電力の調達を推進して、エネルギーの脱炭素化とエネルギーの地産地消を目指していく必要があります。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
(新規)再生可能エネルギー設備等の導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●国や東京都の補助・支援制度などに関する情報発信や家庭や事業所への太陽光発電設備などの導入に対する支援を拡充するとともに、市内事業者等と連携した導入促進策を検討するほか、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの導入拡大を図り、エネルギーの地産地消を推進します。 ●防災拠点となる公共施設等においては、太陽光発電、蓄電池、電気自動車、コージェネレーションシステム等を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。 ●使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化に関する国・東京都等の関連情報の収集に努め、適正処理を促進します。 	環境課 危機管理課 関係各課
再生可能エネルギーの利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設においては再生可能エネルギー由来の電力調達を推進します。 ●市民や事業者に対し、再生可能エネルギー由来の電力の契約見直しについて啓発します。 	環境課

② 省エネルギーの取組の促進

SDGsのゴールとの関連

	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	13. 気候変動に具体的な対策を
	17. パートナリーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

再生可能エネルギーと合わせて、温室効果ガス削減のためには省エネルギーの更なる推進が重要です。

市民や事業者では、未使用時の照明の消灯など日常的な習慣としての省エネルギー行動の定着が進んでおり、また、国や東京都の補助制度等の活用により省エネルギー性能の高いエアコンなど省エネルギー型設備機器が普及しつつあります。




市民や事業者、行政の日常的な習慣としての省エネルギー行動を浸透、定着させ、省エネルギー性能に優れた設備機器の導入や建築物の省エネルギー化を促進し、その成果を広く周知することが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
家庭における省エネルギー対策の促進	● 家庭における効果的な省エネルギー行動の促進のため、「ゼロエミッション東京」の取組の情報発信を行います。	環境課 関係各課
事業所における省エネルギー対策の促進	● 事業所の省エネ診断の受診を促進し、設備・機器の運転の最適化、事業所のエネルギー管理システムの利用を促進します。	環境課
建築物の省エネルギー対策の促進	● 戸建住宅や集合住宅、ビルの新築・改築・改修時には、ZEH・ZEB化を促す情報提供を行うとともに、既存住宅の断熱リフォームなど、環境性能を向上させる改修工事に対する支援の拡充を図ります。	環境課 都市計画課
公共施設における率先取組の推進	● 「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、省エネルギー対策を推進します。	環境課 関係各課

③ まちの脱炭素化・循環型社会形成の推進

SDG s のゴールとの関連

	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	13. 気候変動に具体的な対策を
	17. パートナースhipで目標を達成しよう

●現状と課題

脱炭素社会の実現のためには、移動手段や建物など、まち全体からの二酸化炭素の排出量が少なくなることが重要です。




Z E V（二酸化炭素を排出しない自動車）の普及促進や環境整備の推進、公共交通や自転車の利用促進など、移動手段の脱炭素化や、東京都における多摩都市モノレールの延伸（上北台～箱根ヶ崎）事業の着手をゼロカーボンシティ推進の契機として捉え、効率の良いエネルギー利用と温室効果ガスの排出量が少ないまちづくりを進めていくことが必要です。また、森林や公園、緑地の整備など二酸化炭素の吸収源の確保とともに、市で排出した二酸化炭素を市外での削減・吸収で埋め合わせるカーボン・オフセットなどにも取り組んでいくことが求められます。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
移動手段の脱炭素化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や事業者に対し、Z E Vの導入などの情報提供を行います。 ● 公用車やコミュニティバスなどに、次世代自動車の導入を推進するほか、充電設備などの基盤整備を促進します。 ● 公共交通の利便性向上や、歩行者や自転車が通行しやすい道路整備を推進するほか、シェアサイクルの整備及び活用を促進します。 	環境課 交通企画課 道路下水道課 関係各課
(新規) スマートコミュニティの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● モノレール新駅を中心としたまちづくりをゼロカーボンシティづくりの契機として捉え、効率の良いエネルギー利用と温室効果ガスの排出が少ないまちづくりを推進します。 ● 街区や複数の建物などで、エネルギーを面的に活用する、スマートコミュニティについて、調査・研究を行います。 ● 交通渋滞を緩和し、温室効果ガスの排出を抑制するため、体系的な道路ネットワークの整備を推進します。 	環境課 沿線まちづくり課 都市計画課
(新規) 地域の事業者等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱炭素型ライフスタイルにつながる製品・サービス等を地域の事業者と連携して開発します。 	環境課 産業観光課
(新規) 吸収源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園や緑地の適正な維持管理、整備に努め、体験型イベントなどにより、森林への理解を促進します。 ● みどりの保護育成のため、樹木・樹林・生け垣の保全を推進するほか、カーボン・オフセットについて、調査・研究を行います。 	環境課 都市計画課 産業観光課

④ 気候変動適応策の推進

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	13. 気候変動に具体的な対策を
	17. パートナリーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

地球温暖化対策は、温室効果ガスの削減のための「緩和策」の推進に加えて、気象災害や熱中症の増加などの気候変動の影響に備える「適応策」に取り組む必要があります。

本市でも、地球温暖化による様々な気候変動の影響が生じることが想定されており、局地的な大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症の拡大、農作物への影響等も懸念されています。

本市では、地震や台風等の自然災害や不測の事態における被害を想定し、危機管理体制の強化や災害に強い都市基盤づくりのほか、地域と連携した防災活動の推進や感染症の予防などに取り組んでいます。




洪水などによる被害軽減と早期復旧に向けたまちのレジリエンス強化や、本市ホームページ、SNS等を活用した防災情報の周知や自主防災組織への支援など市民、事業者の防災意識の高揚、熱中症等の注意喚起や高温による農業への影響対策など、防災・減災、健康・福祉、産業などの他分野とも連携した適応策の推進が必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
(新規) 自然災害への備えと影響軽減の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災・減災に寄与するため、グリーンインフラを活用した雨水貯留・浸透等による雨水流出抑制等について調査・研究を行います。 ● 防災情報の発信やハザードマップの周知に努め、市民や事業者の防災意識の高揚を図ります。 	危機管理課 環境課 産業観光課
(新規) 熱中症等対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 暑さ指数など熱中症予防情報を、本市ホームページや防災行政無線等により発信して注意喚起を行うとともに、民生委員等による高齢者等の見守りを行います。 ● 公共施設など指定暑熱避難施設の指定を行い、熱中症特別警戒アラート発令時に開放するほか、ヒートアイランド現象の緩和にもつながるまちの緑化を推進します。 ● デング熱などの感染症リスクに関する情報提供を通じ、その抑制にも取り組みます。 	健康推進課 危機管理課 福祉総務課 施設所管課
(新規) 生活や事業活動への影響対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や東京都、関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靱性を確保します。 ● 気候変動による農産物への影響等について、関係機関と連携し、環境の保全活動の支援や情報提供を行います。 	危機管理課 道路下水道課 環境課 産業観光課

⑤ 行動変容につながる基盤の整備

SDGsのゴールとの関連

	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	13. 気候変動に具体的な対策を
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

脱炭素社会の実現のためには、市民・事業者・行政、全ての人々が生活や事業活動などを脱炭素型に転換し、環境に優しい暮らしを積極的に実践することが重要となります。

本市では、太陽光発電設備の普及に向けて家庭への導入に対する支援を行っています。

脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換には、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーに関して適切な情報を発信し、行動の実践へとつなげていくほか、市民や事業者による自主的な環境活動を支援し、環境活動への参加の拡大を図ることが必要です。

また、本市では、ゼロカーボンシティチャレンジ校など学校において未来を担う子どもたちへの環境教育を推進しているほか、地域の人々に向けた環境学習の機会を提供しています。学校や地域における環境学習・環境教育を推進し、地域全体に環境活動を広げ、ゼロカーボンシティの実現を目指していくことが求められます。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
(新規)脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民、事業者、学校などに対する適切な情報発信を行います。 ● 市民、事業者、学校などが自主的に行う環境に配慮した活動に対する支援を行います。 	環境課 産業観光課
環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 体験型の環境教育の実施や、環境学習の機会の提供を推進します。 ● ゼロカーボンシティチャレンジ校の推進など、学校における環境教育を推進します。 ● 地域の人材等と連携した体験型の環境教育の実施や環境学習の機会の提供などを推進します。 	環境課 文化振興課 教育指導課
気候変動対策に関する情報受発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市報や本市ホームページ、SNSなどの様々な媒体の特性を活用しながら、環境に係る情報発信を行います。 ● 市民や事業者等が持つ情報や知識・経験などが共有できる仕組みづくりを検討するほか、積極的な活動を行っている市民や事業者等の活動の実践例や効果・メリットなどを広く周知します。 	環境課 関係各課

●環境指標

【環境課、関係各課】

環境指標*	基準年度	目標
(新規) 市内の二酸化炭素総排出量	307 千 t-CO ₂ (平成25年度)	129 千 t-CO ₂ 基準年度比58%削減
(新規) 市内の太陽光発電設備容量 (戸建て、集合住宅、産業・業務系建物)	12,016kW (令和6年度)	28,000kW
公共施設への太陽光発電設備導入施設数	8 件 (令和6年度)	設置可能な建物、敷地の70%以上に設置
(新規) 戸建て全世帯に対する太陽光発電設備導入率(導入件数)	13% (2,453 件) (令和6年度)	30% (5,615 件) (令和12年度)
(新規) 東京都などの支援による省エネルギー診断の実施件数	1 件 (令和6年度)	15 件
(新規) 本市の補助金を利用した省エネルギー改修の実施件数	64 件 (令和6年度)	560 件(累計) (令和12年度)
本市の事務事業からの温室効果ガス排出量	4,091,891.80 kg-CO ₂ (令和6年度)	2,727,382kg-CO ₂ (令和12年度)
(新規) 公共施設におけるEV充電設備等の設置数	4 箇所 (令和6年度)	現状より増加
(新規) 本市の森林吸収量	88.5t-CO ₂ (令和3年度)	88.5t-CO ₂ 以上
(新規) 環境学習会などの開催回数	3 回 (令和6年度)	6 回
環境学習会などの参加者数	33 人 (令和6年度)	150 人

* 「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和16年度の目標)

【健康推進課】

環境指標*	基準年度	目標
(新規) 熱中症搬送者数(人)	45 人 (令和6年度)	0 人
(新規) 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)指定数	32 箇所 公共施設:31 民間施設:1 (令和6年度)	33 箇所以上 公共施設:31 民間施設:2以上

* 「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和16年度の目標)

【環境課、教育指導課】

環境指標*	基準年度	目標
(新規) ゼロカーボンシティチャレンジに係る取組の実施校数	3 校 (令和6年度)	現状より増加

* 「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和16年度の目標)

【総務契約課】

環境指標*	基準年度	目標
公用車における低公害車の導入割合	58.8% (令和6年度)	60%

* 「武蔵村山市第五次長期総合計画 後期基本計画」(令和12年度の目標)

【交通企画課】

環境指標*	基準年度	目標
乗合タクシーの利用者数	12,494人 (令和6年度)	16,508人
市内循環バスの年間利用者人数 (シルバーパス利用者は含まない)	208,182人 (令和6年度)	260,475人

* 「武蔵村山市第五次長期総合計画 後期基本計画」(令和12年度の目標)




基本施策柱3 循環型社会の構築

●環境目標

4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を全員参加で進める

① ごみ減量化の推進

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	12. つくる責任つかう責任
	17. パートナースhipで目標を達成しよう

●現状と課題

ごみの排出量が多くなると、焼却時の二酸化炭素などの排出量が多くなり、環境に影響を及ぼします。

本市では、家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入などの取組により、ごみの総排出量が大幅に減少しています。

また、令和7年7月から、家庭で不要となった廃食油を回収し、「持続可能な航空燃料」（SAF=Sustainable Aviation Fuel）の原料として使用する取組を開始しました。




更なる環境負荷の低減とごみ処理費用の削減に向けて、引き続き4Rを徹底し、生ごみの水切りや生ごみ処理機器の活用、簡易包装商品の選択、使い捨て容器の使用抑制など、市民や事業者の行動変容を促すための啓発が必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
ごみと資源の分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみと資源の分別の徹底を図るため、分別方法の情報提供等を行います。 ●廃棄物減量等推進員と連携を図りながら、普及啓発活動を行い、資源化を推進します。 	ごみ対策課
可燃ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭で生ごみの消滅処理ができる処理容器「ミニ・キエーロ」の普及を推進します。 ●生ごみの水切りの徹底を啓発します。 	ごみ対策課
資源品目の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな資源化品目拡大に向けた検討を行います。 	ごみ対策課
事業者に対する要請、指導等	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動におけるごみの発生抑制の要請を行います。 ●事業系ごみの排出状況を把握し、多量排出事業者への指導を行い、発生抑制に努めます。 	ごみ対策課

② 資源化の推進

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	12. つくる責任つかう責任
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

資源の無駄をなくし、限りある資源を大切に使うことが資源の保全につながります。

本市では、循環型社会の形成のため4Rを推進していますが、本市のリサイクル率は横ばいで推移しています。また、新しい取組として、地域掲示板アプリを活用したリユースの普及啓発を推進しています。




リユース・リサイクルの必要性とその方法の普及啓発や、分別・排出方法に関する周知を徹底することで、市民・事業者全体で資源化への意識を高め、更なる資源化の推進とごみの減量へとつなげていくことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
自主的なごみ減量に対する支援	●「資源回収奨励金制度」等の充実を図り、取組を支援します。	ごみ対策課
(新規)販売事業者への要請	●販売事業者に対し、自ら販売したもののリサイクルに責任を持ち、店頭回収によりリサイクルすることを要請します。	ごみ対策課
再生品の利用の促進	●再生品の使用(グリーン購入)について積極的に取り組みます。また、市民・事業者へも積極的に情報提供を行います。	関係各課
(新規)リユース拡大の普及啓発	●地域掲示板アプリを活用したリユースの普及啓発の推進を図ります。	ごみ対策課
拡大生産者責任の要請	●生産者が一定の責任を負う拡大生産者責任について、生産者の取組を市民に周知するとともに、拡大生産者責任の明確化について国等に働きかけを行います。	ごみ対策課

③ 食品ロス削減の推進

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	12. つくる責任つかう責任
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

食べ残し、未利用品といった、本来食べられるのに捨てられてしまう食品ロスは、可燃ごみを増やす原因の一つとなっています。

本市では食品ロス削減を重点課題の一つと位置付け、食品ロス削減推進計画を策定し、具体的な削減目標を掲げて取組を推進していますが、可燃ごみの中には、依然として食品ロスが多く含まれています。




食べきり運動や飲食店への働きかけ、フードドライブなど、市民・事業者に更なる食品ロス削減に向けた行動を促すための普及啓発を継続・強化していくことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
(新規)食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「食品ロス削減推進計画」を推進します。 ● 市民・事業者に対し食品ロス削減の普及啓発を行います。 ● 各小中学校において、給食の食べ残しの削減を推進します。 	ごみ対策課 学校給食課
(新規)フードドライブの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者と連携したフードドライブを実施し、食品ロスの削減に取り組みます。 	ごみ対策課
(新規)飲食店への食品ロス削減普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店への食品ロス削減の働きかけを行います。 ● エコショップ(食べきり協力店)制度への参加を要請します。 	ごみ対策課

④ プラスチック使用削減の推進

SDGsのゴールとの関連

	11.住み続けられるまちづくりを
	12.つくる責任つかう責任
	17.パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

プラスチックは自然分解がされにくく、プラスチックごみが海に行き着くことで海洋生態系などに影響を及ぼしています。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、自治体や事業者による製品プラスチックの資源化が努力義務となりました。




製品プラスチックの資源化について検討を行い、プラスチックごみの排出削減につなげるほか、市民や事業者に対し、使い捨てプラスチックの使用削減や、原料としての再利用を促すための取組が必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
(新規)製品プラスチックの資源化の検討	●製品プラスチックについて、国・東京都の動向の把握に努めるとともに、資源化について検討します。	ごみ対策課
(新規)イベント等でのプラスチック製品使用削減	●イベント等において、プラスチック製の使い捨て容器の使用削減を検討します。	ごみ対策課 関係各課
(新規)使い捨てプラスチックの使用削減の推進	●市民・事業者に対して、プラスチック製の使い捨て容器やスプーン・フォークなどの使用削減について普及啓発を行います。	ごみ対策課

⑤ 適正処理の推進

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	12. つくる責任つかう責任
	17. パートナースhipで目標を達成しよう

●現状と課題

収集したごみの中には資源化が可能なものが混入していることがあります。また、リチウムイオン電池などが適正に分別されずに混入していると、火災などの事故を引き起こす原因となります。

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づくごみの適正処理と環境負荷の少ない効率的な処理を小平・村山・大和衛生組合と共同で推進しています。

ごみを適正に処理するためには、市民や事業者によるごみ・資源の分別区分の遵守、ごみ出しルール徹底などが求められ、ごみ出しマナーに関する市民及び事業者の意識の向上が必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
(新規) 家庭ごみの適正処理	● 家庭ごみ有料化に伴う戸別収集の適正な運用を行います。	ごみ対策課
(新規) 搬入物調査の実施	● 搬入物調査を定期的実施し、搬入基準の遵守の徹底、一般廃棄物の収集運搬業務の適正化を図ります。	ごみ対策課

●環境指標

【ごみ対策課】

環境指標	基準年度	目標
排出物原単位 (市民1人1日当たりのごみの総排出量)	667g/人・日 (令和6年度)	621.2g/人・日*
リサイクル率 (エコセメント含む)	33.6% (令和6年度)	36.3%*

* 「武蔵村山市第五次長期総合計画 後期基本計画」 (令和12年度の目標)






基本施策柱 4 快適で安全な生活環境の確保

●環境目標

環境基準の遵守と維持による快適な生活環境づくり

① 継続的な監視等の実施

SDGs のゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	6. 安全な水とトイレを世界中に
	11. 住み続けられるまちづくりを
	13. 気候変動に具体的な対策を
	15. 陸の豊かさも守ろう

●現状と課題

本市では、法令等に基づき、大気汚染・悪臭、水質汚濁、土壌・地下水汚染・地盤沈下、騒音・振動、有害化学物質の対策に取り組んでおり、市内における定期的な調査、対象事業所への指導を行っています。

また、横田飛行場及び立川飛行場については、関係機関に対して航空機騒音対策等の要請を行っています。






今後も引き続き、法令等に基づき、生活環境の保全に努めるとともに、市民・事業者への情報提供や指導等を行うことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
定期的な調査・環境基準の達成	● 定期的に大気の調査、河川の水質・水生生物調査、事業所に対する燃料検査、騒音・振動の調査を実施し、環境基準の達成に努めます。また、低騒音舗装を推進します。	環境課 道路下水道課
事業所等への監視・指導	● 「環境確保条例」に基づく工場や事業所への指導、市民等の通報により、東京都と連携を図りながら立入指導等を行います。	環境課
横田飛行場及び立川飛行場周辺の航空機騒音対策	● 横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会・立川飛行場環境対策会議において、関係機関に対し航空機騒音対策の要請を行います。	企画政策課 環境課

② 有害物質対策の推進

SDGsのゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	6. 安全な水とトイレを世界中に
	11. 住み続けられるまちづくりを
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナースhipで目標を達成しよう

●現状と課題

人の健康や周辺環境への影響を及ぼす有害化学物質については、法令等に基づき、対象となる物質を取り扱う事業者に対し、指導や助言などを行っています。

アスベスト（石綿）については、「大気汚染防止法」及び「環境確保条例」に基づき、石綿除去工事等の関係事業所に対して指導や立入検査を行っています。

野焼きについては、継続的な監視や野焼きを行っている者に対する指導を実施しています。

また、光化学スモッグ発生時には防災行政無線で注意喚起を行っています。





今後もこうしたことに継続的に取り組み、市民が安心して暮らせる環境づくりを行っていく必要があります。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
有害化学物質の使用抑制・適正管理	●「環境確保条例」に基づき、適正管理化学物質取扱事業者に対し、使用量等報告書の提出を指導します。	環境課
アスベスト対策	●東京都が開催するアスベスト対策担当者連絡会に参加し、国や東京都と連携を図りながらアスベスト対策を推進します。	環境課
野焼きの規制と指導の強化	●市報や本市ホームページ等による周知・啓発を行うとともに、環境パトロールの実施、市民等の通報により指導を行います。	環境課
有害化学物質及び新たな環境に関する情報の収集、発信	●東京都及び関係機関、本市ホームページ等を通じて情報収集を行うとともに、防災行政無線で、光化学スモッグ等に関する情報提供を行います。	環境課 関係各課

③ 生活マナー向上の推進

SDGsのゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	11. 住み続けられるまちづくりを
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナリーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

市内では、ごみのポイ捨てやペットの飼い方といった生活マナーに関する問題が散見され、地域美化を損ねる要因の一つとなっています。

本市では、これらの行為を防止するため、市報、本市ホームページ、啓発看板の設置・配布により、市民の意識向上を図る取組を継続しています。






今後も、市民一人一人の生活マナー向上のための意識啓発や具体的な行動を促す取組を強化し、地域全体の美化意識を高めることが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
生活騒音についての知識やモラル向上	●本市ホームページ等により、生活騒音等についての知識やモラル向上のための情報提供を行います。また、市民からの相談に対応します。	環境課
まちの美化の推進	●クリーン作戦の開催を積極的にPRし、参加人数の向上に努めます。また、市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行うとともに、地域において環境活動を推進するための指導者の育成など、環境活動の組織づくりや人づくりを推進します。	ごみ対策課 子ども政策課 環境課

④ 不法投棄対策の推進

SDG s のゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	6. 安全な水とトイレを世界中に
	11. 住み続けられるまちづくりを
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナリーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

狭山丘陵や河川、市内の農地におけるごみの不法投棄が課題となっています。

本市では、不法投棄監視パトロールや、緑地の継続的な維持管理を通じて、不法投棄の未然防止に努めています。




市民、事業者、行政が一体となって連携し、不法投棄を防止するための総合的な対策を継続し、快適な生活環境を確保していくことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
不法投棄の監視・パトロールの実施	● 不法投棄の監視やパトロールの充実を図ります。特に、不法投棄が行われやすい場所については、重点的に行います。	ごみ対策課
土地の所有者等に対する適正な管理の要請	● 空地の土地所有者等に対し、適正な管理を要請し、害虫発生抑制や不法投棄防止等に努めます。	環境課
市民・事業者の意識啓発の実施	● 市民からの申請による不法投棄看板の貸与や設置を実施したり、ごみの適正処理に関する普及啓発を行い、市民・事業者の意識の向上を図ります。	ごみ対策課

⑤ 空き家対策の推進

SDGsのゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

人口減少や住宅の老朽化に伴う空き家の増加は、火災・倒壊、不法投棄、害獣・害虫、治安悪化、景観の悪化といった問題につながります。

市内の空き家は旧耐震基準の建物が多く、活用するためには耐震改修が必要です。

また、接道要件を満たしていないことから、再建築ができない空き家も少なくありません。

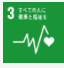




空き家の解消に向けた情報発信や所有者不明の空き家への対応など、空き家の発生の抑制や適切な管理につながる取組を推進することが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
(新規) 空き家の発生の抑制と適切な管理の促進	● 居住段階からの適切な維持管理に関する情報や、住宅リフォーム等による長寿命化に関する情報を発信すること等により、空き家の発生の抑制と適切な管理の促進を図ります。	都市計画課
(新規) 空き家の流通・利活用の促進	● 事業者等と連携し、所有者等に対する相談窓口の設置や、マッチング支援等の取組を行うことにより、流通や利活用の促進を図ります。	都市計画課
(新規) 管理不全な空き家への対応	● 管理状態が良好でない空き家の所有者等に対して適切な管理の必要性を周知し、自主的な管理を促します。管理不全空家等や特定空家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき適切な措置を講じます。	都市計画課

⑥ 良好な景観づくりの推進

SDGsのゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	11. 住み続けられるまちづくりを
	13. 気候変動に具体的な対策を
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナースhipで目標を達成しよう

●現状と課題

良好な景観は、まちの魅力の向上や地域活性化などにつながります。

本市では、狭山丘陵周辺の景観重点地区において、まちづくり条例に基づき建築物の色彩や緑化基準を設け、良好な景観形成を図っています。

今後、多摩都市モノレールの延伸に伴い、モノレール新駅周辺の建築物等は、にぎわいと活力ある都市景観や、狭山丘陵のみどりや里山景観に配慮しつつ、色彩の調和や屋外広告物の規制などが必要です。




多摩都市モノレールの延伸を契機とした、まちづくりと一体での良好な都市景観の創出、災害対策にもつながる電線類の地中化、景観形成にもつながる公共施設の整備など、地域の特性に応じた景観の形成が必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
狭山丘陵地等と調和した景観の保全	● 「東京都景観計画」や「武蔵村山市まちづくり条例」、「狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」等に基づき、建築物等の色彩の調和及び敷地内の緑化の推進による景観の保全を図ります。	都市計画課
(新規) 無電柱化の推進	● 景観の保全と災害対策につながる街路の電線類の地中化（無電柱化）を推進します。	都市計画課 道路下水道課
(新規) まちづくりの契機に合わせた良好な都市景観の創出	● 多摩都市モノレール新駅周辺のにぎわいと活力ある都市景観の創出を推進します。	都市計画課
(新規) 地域特性を生かした公共施設の整備の推進	● 公共施設の整備を行う際は、地域特性を生かしたデザインや景観形成に努めます。	関係各課

⑦ 歴史的文化遺産の保全

SDG s のゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	1 1. 住み続けられるまちづくりを
	1 7. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

市内には、東京都及び市が指定する指定文化財が多数存在し、これらは市民の大切な財産として認識され、適正な保全が求められています。

また、本市の歴史民俗資料館は、資料展示や講座を通じて、文化財保護に対する市民意識の向上につなげています。

地域の伝統文化を次世代に継承していくため、本市の歴史的資産を保全し、有効に活用していく必要があります。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
歴史的文化遺産の保全	● 埋蔵文化財をはじめ、各種歴史的文化遺産を保全します。	文化振興課
市内の自然や文化財等の情報提供	● ボランティア・市民活動センターや市民等と連携を図りながら、市内に残る自然や文化財等の情報を積極的に収集するとともに、市報、本市ホームページ、歴史民俗資料館等を活用し情報提供を行います。	環境課 文化振興課 協働推進課

●環境指標

【環境課】

環境指標	基準年度	目標
環境基準の達成（遵守された項目／モニタリング項目*×100）	97 (令和6年度)	100

*モニタリング項目は、道路沿道における二酸化窒素濃度、残堀川・空堀川におけるBOD濃度、地下水の環境基準、道路交通騒音・振動、横田飛行場・立川飛行場周辺の航空機騒音

【環境課】

環境指標	目標等																											
道路沿道における二酸化窒素濃度	<p>【目標】環境基準 0.06ppm 以下を維持する。</p> <p style="text-align: right;">単位：ppm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路</th> <th>調査地点</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">青梅街道</td> <td>第一分団車庫付近</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>第六分団車庫付近</td> <td>0.010</td> </tr> <tr> <td>主要地方道第55号線</td> <td>大南一丁目バス停付近</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要地方道第59号線</td> <td>三ツ藤住宅東バス停付近</td> <td>0.010</td> </tr> <tr> <td>榑文明堂東京武蔵村山工場東付近</td> <td>0.011</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新青梅街道</td> <td>桃ノ木歩道橋付近</td> <td>0.018</td> </tr> <tr> <td>武蔵村山郵便局付近</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>一般都道第162号線</td> <td>第七分団車庫付近</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>江戸街道</td> <td>東京日産自動車販売(榑)北付近</td> <td>0.009</td> </tr> </tbody> </table>	道路	調査地点	令和6年度	青梅街道	第一分団車庫付近	0.009	第六分団車庫付近	0.010	主要地方道第55号線	大南一丁目バス停付近	0.008	主要地方道第59号線	三ツ藤住宅東バス停付近	0.010	榑文明堂東京武蔵村山工場東付近	0.011	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	0.018	武蔵村山郵便局付近	0.022	一般都道第162号線	第七分団車庫付近	0.013	江戸街道	東京日産自動車販売(榑)北付近	0.009
	道路	調査地点	令和6年度																									
	青梅街道	第一分団車庫付近	0.009																									
		第六分団車庫付近	0.010																									
	主要地方道第55号線	大南一丁目バス停付近	0.008																									
	主要地方道第59号線	三ツ藤住宅東バス停付近	0.010																									
		榑文明堂東京武蔵村山工場東付近	0.011																									
	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	0.018																									
		武蔵村山郵便局付近	0.022																									
	一般都道第162号線	第七分団車庫付近	0.013																									
江戸街道	東京日産自動車販売(榑)北付近	0.009																										
残堀川におけるBOD濃度	<p>【目標】環境基準 2 mg/l以下を維持する。</p> <p style="text-align: center;">単位：mg/l</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士塚橋</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>中砂大橋</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	令和6年度	富士塚橋	0.6	中砂大橋	1.7																					
	調査地点	令和6年度																										
	富士塚橋	0.6																										
中砂大橋	1.7																											

環境指標	目標等																																																																					
空堀川におけるBOD濃度	<p>【目標】環境基準 2 mg/l以下を維持する。</p> <p>単位：mg/l</p> <table border="1" data-bbox="435 365 833 557"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称不詳橋</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>砂野橋</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※名称不詳橋は、本町四丁目41番地付近にある橋である。</p>	調査地点	令和6年度	名称不詳橋	0.9	砂野橋	1.0																																																															
調査地点	令和6年度																																																																					
名称不詳橋	0.9																																																																					
砂野橋	1.0																																																																					
地下水の環境基準の達成状況	<p>【目標】環境基準以下を維持する。</p> <p>単位：mg/l</p> <table border="1" data-bbox="435 741 1362 1727"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>調査項目</th> <th>環境基準</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">三ツ木一丁目地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td>0.023</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td><0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td><0.0002</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中央三丁目地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td><0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td><0.0002</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">岸三丁目地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td><0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td><0.0002</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中藤一丁目地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td><0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td><0.0002</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中藤五丁目地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td><0.001</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td><0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td><0.0002</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	調査項目	環境基準	令和6年度	三ツ木一丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	0.023	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002	中央三丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002	岸三丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002	中藤一丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002	中藤五丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002
調査地点	調査項目	環境基準	令和6年度																																																																			
三ツ木一丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	テトラクロロエチレン	0.01	0.023																																																																			
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																			
	四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																			
中央三丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																			
	四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																			
岸三丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																			
	四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																			
中藤一丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																			
	四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																			
中藤五丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																			
	四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																			

環境指標	目標等					
道路交通騒音測定値	【目標】環境基準以下を維持する。					
	単位：dB					
	道路	調査地点	区分	環境基準	要請限度	令和6年度
	青梅街道	第一分団車庫付近	昼	70	75	62
			夜	65	70	56
		第六分団車庫付近	昼	70	75	69
			夜	65	70	63
	主要地方道第55号線	大南一丁目バス停付近	昼	70	75	68
			夜	65	70	63
	主要地方道第59号線	三ツ藤住宅東バス停付近	昼	70	75	67
			夜	65	70	63
		(株)文明堂東京武蔵村山工場東付近	昼	70	75	66
			夜	65	70	64
	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	昼	70	75	75
			夜	65	70	72
		武蔵村山郵便局付近	昼	70	75	71
			夜	65	70	68
	一般都道第162号線	第七分団車庫付近	昼	70	75	69
			夜	65	70	65
	江戸街道	東京日産自動車販売(株)北付近	昼	65	75	64
夜			60	70	54	

環境指標	目標等				
道路交通 振動測定値	【目標】要請限度以下を維持する。 単位：dB				
	道路	調査地点	区分	要請限度	令和6年度
	青梅街道	第一分団車庫付近	昼	65	35
			夜	60	24
		第六分団車庫付近	昼	65	32
			夜	60	26
	主要地方道 第55号線	大南一丁目バス停 付近	昼	70	34
			夜	65	30
	主要地方道 第59号線	三ツ藤住宅東バス 停付近	昼	65	37
			夜	60	33
		(株)文明堂東京武蔵 村山工場東付近	昼	70	40
			夜	65	40
	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	昼	65	45
			夜	60	42
		武蔵村山郵便局 付近	昼	65	54
夜			60	47	
一般都道 第162号線	第七分団車庫付近	昼	65	37	
		夜	60	30	
江戸街道	東京日産自動車 販売(株)北付近	昼	65	32	
		夜	60	25	
横田飛行場 周辺航空機 騒音測定値	【目標】環境基準 Lden57dB 以下を維持する。 単位：dB				
	調査地点	令和6年度			
	市立第十小学校	45.6			
立川飛行場 周辺航空機 騒音測定値	【目標】環境基準 Lden57dB 以下を維持する。 単位：dB				
	調査地点	令和6年度			
	大南地区学習等供用施設	43.9			

【ごみ対策課、子ども政策課、環境課】

環境指標	基準年度	目標
クリーン作戦参加人数	2,147人 (令和6年度)	現状より増加
クリーン作戦によるごみ回収量	400kg (令和6年度)	現状より減少




基本施策柱5 環境学習と参加・協働の推進

●環境目標

環境活動への参加と次世代を育成する

① 積極的な情報発信

SDGsのゴールとの関連

	4. 質の高い教育をみんなに
	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナリシップで目標を達成しよう

●現状と課題

本市では、環境に関する様々な情報を市報、本市ホームページ、SNS等を活用して提供しています。

また、環境に関するイベントの開催や、地域の専門家などと連携した環境学習会等を実施しています。




引き続き、環境関連の情報を収集し、特に市民や事業者が取り組みやすいテーマについて、多くの世代が受け取りやすい様々な媒体を通じて提供していくことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
環境に関する情報の収集・情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境フェスタの実施等、環境に関するイベントの開催を行い、環境に関する情報を発信します。 ● 「デコ活」など、日常生活の中で取り組める環境行動を普及啓発します。 ● 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促進します。 ● 市民・事業者の協働につながる、情報交換・相談のための交流の場や環境活動に取り組むイベントなどを開催します。 	環境課 ごみ対策課 産業観光課 関係各課
動植物の情報収集・情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の専門家とも連携を図りながら、地域内の動植物に関する情報収集、情報提供を行います。(再掲) 	環境課 文化振興課

② 環境学習の機会の提供

SDGsのゴールとの関連

	4. 質の高い教育をみんなに
	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

本市では、小・中学校において、水田学習や学校の農園の活用等をはじめとした環境教育を推進しているほか、ゼロカーボンシティチャレンジ校の指定を行っており、様々な学習機会が提供されています。




今後も引き続き、地域の人材・団体と連携した体験型プログラムの実施や市職員の派遣等を通じて、より多くの学校や地域において、実践的な環境学習の展開を図っていくことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
学校での環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の小中学生を対象に、水田学習や学校の農園の活用や様々な教科等の時間を利用して環境教育を推進します。 ●ゼロカーボンシティチャレンジ校の推進など、学校における環境教育を推進します。(再掲) 	教育指導課
体験学習を取り入れた学習の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の人材等と連携した体験型の環境教育の実施や環境学習の機会の提供などを推進します。(再掲) 	教育指導課
学校等への環境教育人材の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ●市職員を要請に応じて、派遣します。 	関係各課
学校職員への環境教育に関する研修実施	<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会等と連携を図りながら、学校からの要請に応じて研修会等を開催します。 	環境課 文化振興課 教育指導課

③ 連携・協働による取組の推進

SDGsのゴールとの関連

	4. 質の高い教育をみんなに
	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

●現状と課題

本市では、様々な分野で市民、事業者、行政、関係機関との協働を推進しており、環境の分野においても協働による環境活動が展開されています。

市内で活動しているNPO法人や、団体、個人で活動しているボランティアを支援しているボランティア・市民活動センターを中心とした継続的な活動支援のほか、様々な主体が持つ情報の共有などを通じて、より多くの市民や団体の活動への参加を促し、協働の取組の拡充へとつなげていくことが必要です。

●取組内容

項目	主な内容	担当課
地域団体・市民・事業者の自主的な環境活動の支援	● 資源回収奨励金の交付、廃棄物減量等推進員制度やグリーンヘルパー制度等の運用により、地域団体・市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行います。	ごみ対策課 環境課
地域での環境人材、環境団体の育成	● ボランティア・市民活動センターを中心にボランティアや市民活動団体の支援を行うとともに、出前講座や環境活動に参加する機会を創出し、環境人材・環境団体の育成に努めます。	環境課 文化振興課 協働推進課 ごみ対策課
環境活動把握、情報発信	● 市民・事業者の環境活動の取組をPRするため、情報把握や情報発信を積極的に実施します。	環境課 産業観光課 協働推進課

●環境指標

【環境課、広報・プロモーション課】

環境指標	基準年度	目標
(新規) 環境に関する本市ホームページの閲覧数	219,745回 (令和6年度)	600,000回
(新規) 市公式SNSの環境に関する情報の発信数	1回 (令和6年度)	50回